



こちらからサービスの
紹介動画をご覧いただけます

非上場企業の
オーナー経営者さまへ



貴社の株式の評価額を ご存知ですか?!

- 事業承継・相続対策をお考えの非上場企業様向けに、
株価算定を実施いたします。
- 自社株の評価額は、会社業績や土地の含み損益等の変動に加え、
類似業種の上場会社の株価変動にも左右され、毎期毎年変動します。
- 先ずは、自社株評価を行ない現状把握をすることから、
自社の事業承継対策を考えてみませんか?

～このような会社は株価上昇の可能性あります!!～

額面金額の
数十倍?!

株価

額面金額 評価額

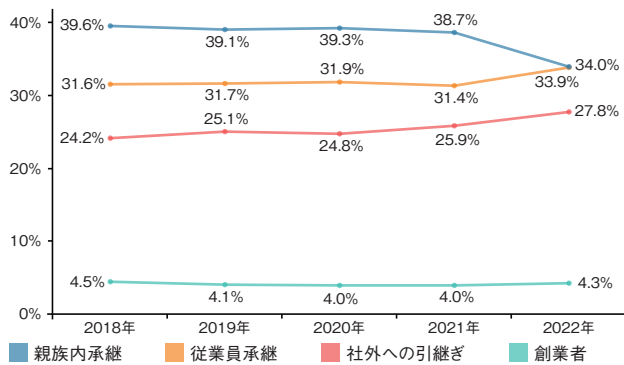
株価上昇の
可能性

- 古くから土地を取得している会社**
- 内部留保**
老舗企業で、
配当よりも内部留保を
重視してきた会社
- 個人所有の土地**
会社建物が
個人所有の土地の上に
建っている会社
- 利益**
利益・配当・
自己資本比率が
高い会社

自社株評価・事業承継コンサルティングサービスをご活用ください

円滑な事業承継のための対応策はお済ですか？

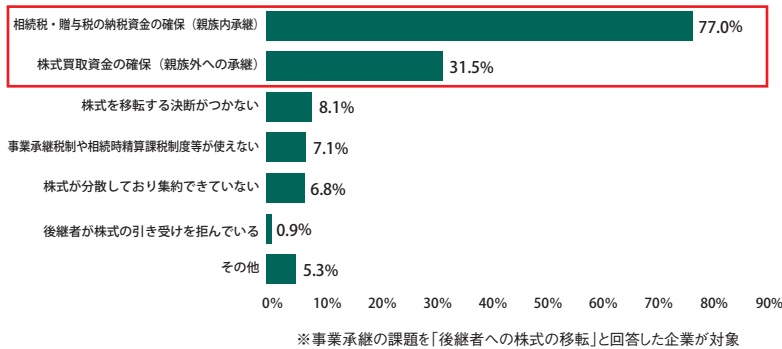
■ 近年事業承継をした経営者の就任経緯



(出典)中小企業白書2024

資料:(株)帝国データバンク「全国企業「後継者不在率」動向調査(2022年)」
 (注)ここでの「親族内承継」とは、「同族承継」、「従業員承継」とは、「内部昇格」、「社外への引継ぎ」とは、「買収」、「出向」、「分社化」、「外部招聘」を指す。

■ 後継者へ株式移転時の障害 (n=1,333 ※複数回答)



(出典)「事業承継に関する実態アンケート」調査結果 2024年3月22日 日本商工会議所

事業承継を検討する上でのポイントは？

■ 自社株評価の方法

純資産価額方式	会社の純資産(資産－負債)をもとに株価を算出する方法
類似業種比準価額方式	同業上場会社の平均株価と、1株当りの配当・利益・純資産を比較して株価を算定する方法
併用方式	純資産価額方式と類似業種比準価額方式の組合せ

※原則的評価による方法

■ 持株比率と株主の権利

持ち株比率	株主の権利	
9/10以上	特別支配株主の株式等売渡請求	議決権の90%以上を有する株主が、他の株主の全員に対し、その保有する株式の全部を強制的に売り渡し請求できる
2/3以上※	特別決議支配権	次の経営事項を決議可能 ・定款変更 ・会社の解散、継続、合併 ・監査役の解任…等
1/2(過半数)	普通決議支配権	一般的な経営権の確保 ・取締役、監査役を選任 ・取締役の解任 ・利益処分承認、利益の資本組入…等

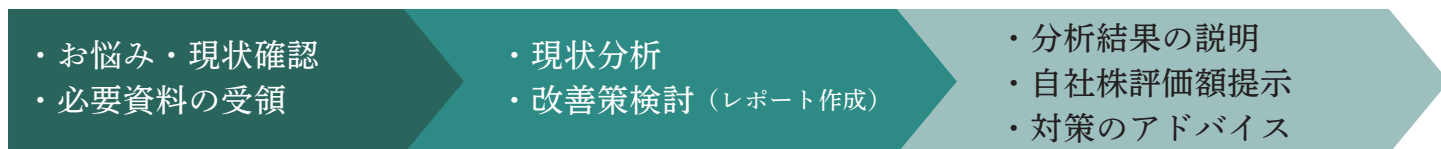
※特例有限会社の「特別決議支配権」は、3/4以上です

■ 会社規模別評価方法

大会社	類似業種比準価額方式※1
中会社(大・中・小)	併用方式※1
小会社	純資産価額方式※2

※1 純資産価額方式の適用も可能
 ※2 併用方式の適用も可能

自社株評価・事業承継コンサルティングサービスの流れと必要書類は？



- 必要書類 ①法人税確定申告書1式(別表・決算報告書・勘定科目内訳書)3期分 ②直近の固定資産税課税明細書(会社所有不動産)
 ③生命保険証券(写) ④法人概要、経営者さまのご家族構成情報等(その他書類等が必要な場合があります)

お客さまからお預かりした個人情報について

- 個人情報の利用目的 お客さまからお預りした情報は、自社株評価・相続税額試算等のコンサル・三井住友海上あいおい生命のご契約試算等のご提案・提供に利用させていただきます。なお、ご提案の過程でお預りした書類は、情報管理規程に基づいて厳正に管理します。
- 個人情報の外部提供 お客さまからお預りした情報は、弁護士、税理士等業法で定められた専門家への相談が必要な場合に提供することがあります。
- グループ会社との共同利用 三井住友海上あいおい生命及びグループ会社のあいおいニッセイ同和損害保険株式会社・三井住友海上火災保険株式会社とその募集代理店が行う商品サービスのご案内のために三井住友海上あいおい生命を管理責任者として個人データを共同利用します。

- 三井住友海上あいおい生命にて提供する各種サービスは、一般的なアドバイスと情報提供です。したがって、税理士法・社労士法等の法律で制限された範囲のサポートはサービスの対象範囲外となります。お客さまがご希望される場合には、外部専門家をご紹介させていただいております。
- 三井住友海上あいおい生命のアドバイスおよび情報提供は、あくまで「参考」にさせていただくものであり、結果を保証するものではありません。社内体制・規程整備等の具体的な対策の立案・実行にあたっては、アドバイス・情報提供と併せ、必ず税理士・社労士等の専門家と十分ご相談の上、お客さまご自身の責任においてご判断くださるようお願いいたします。
- 税務上の取扱いについては、令和6年4月1日現在施行中の税制で作成しています。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<https://www.msa-life.co.jp>

●ご相談・お申込先

〒631-0061 奈良市三碓2丁目2-13
 株式会社 ワイズ保険事務所
 TEL : 0742-45-8626

[MS]B7087-7 [AD]97-410 20,000 2025.2.7(改-) 65